

別表2 (第7条)

世帯階層区分			負担基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下 D 1階層	2,900円	290円
		3,001～5,800円 D 2階層	3,450円	350円
		5,801～8,700円 D 3階層	3,800円	380円
		8,701～13,000円 D 4階層	4,250円	430円
		13,001～17,400円 D 5階層	4,700円	470円
		17,401～22,400円 D 6階層	5,500円	550円
		22,401～28,200円 D 7階層	6,250円	630円
		28,201～58,400円 D 8階層	8,100円	810円
		58,401～75,000円 D 9階層	9,350円	940円
		75,001～96,600円 D 10階層	11,550円	1,160円
		96,601～121,800円 D 11階層	13,750円	1,380円
		121,801～175,500円 D 12階層	17,850円	1,790円
		175,501～221,100円 D 13階層	22,000円	2,200円
		221,101～380,800円 D 14階層	26,150円	2,620円
		380,801～549,000円 D 15階層	40,350円	4,040円
		549,001～579,000円 D 16階層	42,500円	4,250円
		579,901～700,900円 D 17階層	51,450円	5,150円
		700,901～849,000円 D 18階層	61,250円	6,130円
		849,001～1,041,000円 D 19階層	71,900円	7,190円
			1,041,001円以上 D 20階層	全額

備考

1 この表の適用において、世帯階層区分の認定は、次に掲げるところによる。

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該対象者を扶養している者のうち、当該対象者の扶養義務者であるものすべてについて、その市町村民税等の状況により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 前号の「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家庭で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で稼ごのため数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職業の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 前号の「扶養義務者」とは、民法（明治31年法律第9号）第877条に規定する直系家族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学対象者、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就学の者は、原則として扶養義務者としなないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、対象者と世帯を一にしな扶養義務者については、現に当該対象者に対して扶養を履行しているもの（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は扶養義務者としなないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第23号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日

常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付（以下「支給給付」という。）である。

・平成22年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「部署廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の設定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料費と与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支給給付については、支給給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法第222条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第225条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第222条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第225条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第223条による免除、以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が不明な場合の取扱いについては、これが不明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 認定時期

世帯階層区分の認定は毎年8月1日を起点として行うものとする。

(4) 自己負担額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、市長は、その状況等を勘案して適切に即した弾力性のある世帯階層区分の認定を行うものとする。

2 A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの別表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額により、それぞれ算定するものとし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 対象者に民法第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、自己負担額の決定は行わないものとする。ただし、対象者に所得税又は市町村民税が課されている場合は、当該対象者につき、扶養義務者に準じて自己負担額を決定するものとする。

4 この表の負担基準月額の欄における「全額」とは、対象者に係る用具の給付に要した費用の額を超えないものとする。

5 令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第50号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困難していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。